社会福祉法人さくま　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人さくま（以下「当法人」という）定款第９条および第２３条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

２　常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第１に定める額

（２）賞与については、別表第２に定める額

（３）退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第４に定める額

（当法人職員給与との併給）

第５条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第５の定めによるものとする。

（費用弁償）

第６条　役員及び評議員が、招集に応じたとき又は、法人業務のため旅行したときは、費

用弁償として旅費を支給する。
2　前項の規定により支給する旅費の額は、別表第6の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）
第7条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
（1）報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第１１条に準じた日とする。
（2）賞与については、毎年7月及び１２月とする。
（3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
2　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
3　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第8条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4　本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第9条　この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（1）５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（2）５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）
第１０条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第５９条の２第３項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第１１条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則　この規程は、令和５年６月２８日より施行する。

別表１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額　３００,０００円
理　事	月額　２００,０００円

別表２（常勤役員等の賞与）

役職名	賞与の上限額
理事長	年額　１,５００,０００円
理　事	年額　１,２００,０００円

別表３（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、１か月未満は１カ月に切り上げる。

別表４（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額　５,９００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　５,９００円

（２）理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額　１１,８００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　１１,８００円

（３）監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額　１１,８００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　１１,８００円

別表５（職員兼務理事）

①当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬の額
理　事	月額　５,９００円

②当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において、役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理　事	合算上限月額　５００,０００円

③退職金については、職員給与規程を適用する。

別表６（費用弁償）

	金額	適用
鉄道	実費	グリーン・特急指定可
車（バス）	実費	
船	特等	
航空機	エコノミー	
個人車	1㎞／37円	
出張時日当	1日／3,000円	50㎞～100㎞未満は1／2とする。
宿泊料	1泊／12,000円	※但し、地域特性・諸事情を勘案して適当と認められる場合は、実費を支給する事ができる。

上記事項以外の取扱いについて疑義が生じたときは、その都度、理事長が承認する。